

令和元年度

# 八代市議会建設環境委員会記録

---

審査・調査案件

1. 10月臨時会付託案件 ..... 1

---

令和元年10月29日（火曜日）

# 建設環境委員会会議録

令和元年10月29日 火曜日

午前10時35分開議

午前11時27分閉議（実時間45分）

建築住宅課主幹兼 秋野亮二君  
建築係長

財務部

契約検査課長 岩瀬隆敏君

○記録担当書記 島田義信君

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第92号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））
1. 議案第93号・契約の締結について（八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）新築工事）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 増田一喜君  
副委員長 北園武広君  
委員 大倉裕一君  
委員 庄野末藏君  
委員 高山正夫君  
委員 橋本隆一君  
委員 福嶋安徳君

※欠席委員 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 桑原真澄君  
市民環境部次長 稲本俊一君  
建設部長 潮崎勝君  
建設部次長 田村伸司君  
土木課長 小原聖児君  
建設政策課東陽建設  
地域事務所長 福田広一君  
建設政策課坂本建設  
地域事務所長 宮本竜浩君  
理事兼  
建築住宅課長 下村孝志君

（午前10時35分 開会）

○委員長（増田一喜君） おはようございます。

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、先ほど本会議で付託されました事件議案2件であります。

◎議案第92号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分））

○委員長（増田一喜君） それでは、議案第92号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及び承認についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（桑原真澄君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お世話になります。ただいま委員長のほうよりございました議案第92号・専決処分の報告及びその承認につきまして、令和元年度八代市一般会計補正予算・第7号、市民環境部関係分について、稲本次長に説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○市民環境部次長（稲本俊一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の稲本でございます。

す。よろしくお願ひいたします。

座らせて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（稲本俊一君） それでは、議案第92号、専決処分の報告及びその承認についての令和元年度八代市一般会計補正予算・第7号について御説明をいたします。別冊の議案書の補正予算書・第7号でございますが、12ページをお開きください。別冊の議案書がございます。12ページをお開きください。よろしいでしょうか。

歳出の款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費の補正前の額12億4962万6000円に対し、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業について336万円の補正をお願いし、補正後の額を12億5298万6000円とするものでございます。

なお、財源は一般財源でございます。

この一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業は、本市を被告とし、平成27年度に本市が実施した千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託に係る一般競争入札が違法であること、また、平成28年3月と平成30年4月に本市が行ったそれぞれの一般廃棄物収集運搬業務許可更新処分が違法であること、さらには、平成29年、30年の一般廃棄物収集運搬業務委託契約が他社になったことに対する損害賠償を請求することの四つの訴訟が提起されたことに対応するための事業でございます。

それでは、お手元の千丁支所管内の一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟に関する裁判の経緯についての資料で御説明を行います。A3のですね、資料がお手元のほうにあるかと思えますけど。

まず、左から1列目の①地位確認等請求控訴事件（平成27年委託）につきましては、平成31年3月に福岡高等裁判所での本市勝訴の判決後、相手側から上告手続がなされており、今

後は最高裁判所で審理されることとなっております。

次に、左から2列目の②許可更新処分取消請求控訴事件（平成28年許可）につきましては、平成31年3月に福岡高等裁判所での本市勝訴の判決後、上告手続がなされなかったことにより、福岡高等裁判所における判決が確定しておりますことから、代理人弁護士への成功報酬は既に支払っております。

同じく、左から3列目の③許可更新処分取消請求事件（平成30年許可）につきましても、令和元年9月に熊本地方裁判所での本市勝訴の判決後、控訴手続がなされなかったことで、熊本地方裁判所における判決が確定しましたことを令和元年9月30日に確認できましたことから、本市代理人弁護士へ支払う成功報酬の経費につきまして、今回、専決による対応を行ったものでございます。

また、一番右の列の④損害賠償請求事件につきましては、平成29年及び平成30年の一般廃棄物収集運搬業務委託契約が他社になったことに対して、相手方から新たに損害賠償を求め裁判が熊本地方裁判所へ提起され、令和元年9月12日に訴状が届きましたことから、早急に弁護士選任などの対応が必要となり、今回、専決による対応を行ったものでございます。

内訳は、弁護士費用といたしまして、裁判が終了しました③許可更新処分取消請求事件（平成30年許可）に対する成功報酬108万円、また、新たに提起されました④損害賠償請求事件（平成29年及び平成30年委託分）に対する弁護士費用といたしまして、裁判の着手金211万2000円、弁護士日当13万2000円、通信費等の実費預け金として3万6000円、合計336万円の補正を専決したものでございます。

また、裁判の終結年度が未定であり、今後の対応を迅速に図るため、債務負担行為の設定に

つきましてもあわせて行っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく  
お願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部  
分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、第4款・衛生費についてを終了しま  
す。

執行部入れかわりのため、小会します。

（午前10時44分 小会）

（午前10時45分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、歳出の第10款・災害復旧費につい  
て、建設部より説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） 皆さん、おはよう  
ございます。（「おはようございます」と呼ぶ  
者あり）それでは、ただいまの市民環境部の説  
明に引き続きまして、議案第92号・令和元  
年度八代市一般会計補正予算・第7号の建設部  
所管分につきまして、田村次長より説明いた  
させますのでよろしくお願いいたします。

○建設部次長（田村伸司君） おはようござ  
います。（「おはようございます」と呼ぶ者あ  
り）建設部の田村でございます。よろしくお願  
いいたします。着座にて説明させていただいて  
よろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○建設部次長（田村伸司君） それでは、お手  
元の八代市議会臨時会議案の1ページ、議案第  
92号をお願いいたします。

地方自治法の規定により、専決処分した事件  
を報告することとなっておりますので、3ペー  
ジ以降、令和元年度八代市一般会計補正予算書  
第7号により説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正のうち歳出につい  
て説明いたします。

款10・災害復旧費を210万円増額補正  
し、補正後の額は8497万4000円として  
おります。そのうち建設部所管分として、項2  
・公共土木施設災害復旧費を210万円増額補  
正したものでございます。

次に、詳細を説明いたします。12ページを  
お開きください。下の表をごらんください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災  
害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、  
補正額210万円を加えて5290万1000  
円としております。

補正額の財源内訳につきましては、地方債が  
50万円、一般財源が160万円ございま  
す。

補正額の内訳は、節11・需用費が210万  
円でございます。内容は、表の右、説明欄に記  
載しております台風17号災害復旧事業であ  
り、本年9月22日から23日にかけての台風  
17号により被災した施設の復旧費を補正した  
ものでございます。

具体的には、坂本町の市道馬廻・板ノ平線な  
ど5路線の落石、倒木などによる被災の復旧に  
要する事業費でございます。

別冊になりますが、建設環境委員会資料、議  
案第92号・専決処分の報告及びその承認につ  
いて、建設部所管分の1ページから3ページに  
道路橋梁施設災害復旧費の路線名、被災箇所、  
内容と被災箇所の写真を示した箇所図等を添付  
しております。2ページが坂本町の被災箇所  
図、3ページは東陽町の被災箇所図となりま  
す。

以上、議案第92号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第7号の報告を終わります。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 説明をお聞きしたわけですが、この災害復旧費用は最終的な恒久復旧なのか、とりあえずの応急復旧の費用ということで理解をすべきなのか、どちらなのでしょう。

○土木課長（小原聖児君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課長の小原でございます。よろしくお願いたします。

お尋ねの件は、最終的なものでございます。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（庄野末藏君） 上深水のほうのこの道路ですけど、これは何か五木まで行く道路だと思うとですよね。だけん、それがこういう状況ならば、今現状ではもう通行できないような状況なのか、それとももう改善されて、五木までそのまま行けるのか、そこら辺をちょっと聞きたいと思います。

○土木課長（小原聖児君） お答えいたします。

緊急施工で現場のほうは終わっております。

以上でございます。

○委員（庄野末藏君） 私もちょうと、ちょこちょこその道を通るとですけど、かなり上のほうの落石を見ると、そういう災害があるような感じを受ける場所が多々あるとですよね。そういうのを今後やっぱり、しっかり監視ちゅうか、点検しながら整備してもらえばなというふうに思っております。

○委員長（増田一喜君） ただいまのは意見ですか。

○委員（庄野末藏君） いや、ちょっと聞きます。

○委員長（増田一喜君） 質問ですか。

○委員（庄野末藏君） 質問。

○委員長（増田一喜君） 今質問ではなかったような気がしますけど、今の意見の。

○委員（庄野末藏君） 意見のような質問。

○委員長（増田一喜君） 意見のようなじゃなくて、質問は質問として。

○委員（庄野末藏君） では、質問でよかです。

○委員長（増田一喜君） いや、どのような質問なのか。

○委員（庄野末藏君） だいけん、全線が結局スムーズに通行できるような管理をどのようにされるのか。

○建設部長（潮崎 勝君） 路線につきましては、委員、今、御指摘の災害が起きそうな場所が多々あるということでございますので、日常的にもパトロール等を強化してですね、なるべく災害が、——仮に起きても迅速な対応を行うとし、可能性があるところは事前にですね、注意をかけるということで対応していきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（庄野末藏君） はい、どうも。

○委員（大倉裕一君） 今の庄野委員の質問に関連するんですけど、今回、落石とか土砂崩れとかいうふうに起きてますよね。今回の予算っていうのは、おそらく道路を通れるだけにしたものではないかというふうに思うんですけども、土砂が崩れた跡とか落石が起きたもとの場所とか、そういったところの手当てというのはどんな状況になるのでしょうか。

○建設政策課東陽建設地域事務所長（福田広一君） 東陽建設地域事務所の福田です。

東陽の場合、崩土というか、のり面の表層が落ちてただけの状態だったんで、基本的には下のほうにある程度岩が見えてきますので、岩が崩れたという状態ではありませんので、そういう状態になった場合は、そのほかの仮設の防護柵をつけるとか、そういうほうに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

いいですね。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 東陽のほうはわかったんですが、もう一つは、坂本支所のほうはどうなんでしょうか。

○委員長（増田一喜君） 坂本支所の管内です。

○建設政策課坂本建設地域事務所長（宮本竜浩君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）坂本建設地域事務所、宮本です。

坂本地域事務所管内においても、東陽と同じような普請で、落石もしくは崩土等があった場合に、その除去で対応し、またそののり面の状況に応じて、今後、国の補助事業等において対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 意見で言います。

○委員長（増田一喜君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

意見ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 先ほども庄野委員のほうから要望的なですね、質問があったというふうに思ってるんですけども、今後も災害があっ

たところは迅速に復旧をされたというふうには思っております。その落石とかのり面崩壊とかですね、あったところの跡のところの管理もですね、しっかり確認をしながら日々の管理業務に取り組んでいただきたいというふうに意見として申し上げておきたいと思っております。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第92号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分に係る専決処分報告及び承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入れかわりのため小会します。

（午前10時56分 小会）

（午前10時58分 本会）

◎議案第93号・契約の締結について（八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）新築工事）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、議案第93号・八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）新築工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築住宅課の下村でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第93号、契約の締結について、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案書15ページ、議案第93号、契約の締結についてでございます。

あわせまして別紙の資料で左肩に（令和元年

10月29日建設環境委員会資料)と記載があります八代民俗伝統芸能伝承館(仮称)新築工事に関する資料をごらんください。よろしいでしょうか。

それでは、資料の1、工事関係につきましてまず説明させていただきます。

1枚あけていただきまして、1ページでございます。工事の概要について御説明申し上げます。

番号、令和元年度、建住依工、第45号、件名、八代民俗伝統芸能伝承館(仮称)新築工事でございます。

工事場所は、厚生会館ホール横の八代市西松江城町でございます。工期は令和3年4月23日までを予定しております。

次に、工事の目的でございますが、本施設はユネスコ無形文化遺産に登録されました、八代妙見祭を初めとする市内各所の無形民俗文化財を収蔵、展示することによる文化財の保存継承、各保存団体の交流促進、クルーズ船観光客などのインバウンド需要に対応するための拠点施設として建設するものでございます。

次に、工事の概要でございますが、施設の用途は博物館及び事務所となります。施設の概要として、本施設は2棟ございまして、まず展示収蔵棟につきましては、先ほど申し上げました無形民俗文化財の諸道具の所蔵・展示などの情報発信を主に行う施設でございます。延べ床面積は1217.86平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、一部木造、階数は2階建てとなっております。

次に、会議棟につきましては、市内の民俗芸能等の公開、伝承活動などを行うとともに、解体いたしました厚生会館別館の会議室等の機能を有した施設でございます。延べ床面積は504.95平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、一部木造、階数は平屋建てとなっております。

工事内容は建築工事一式でございます。

2ページをお願いいたします。

こちらはイメージパースでございますけれども、上の2枚は高い視点から見下ろした鳥瞰図でございます。下の2枚目のパースのうち、左側は現在の厚生会館駐車場から見たもので、本施設の正面玄関側でございます。右側のパースは、玄関から入ったエントランスホールの内部でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

配置図でございます。左下の新築建物、括弧してそれぞれ展示棟、収蔵棟、会議棟と、記載の部分が今回建設いたします建物でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

展示・収蔵棟の平面図でございます。図面左部分が1階の平面図で、縦長の形状をしている部分が主には展示スペースでございます。また、横長の形状をしている部分は、主に笠鉦等の保管スペースでございます。右下に記載がありますのは、2階部分で主に展示スペースでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

会議棟の平面図でございます。中央は主に職員の事務室、左側に会議室、右側に伝承ルームを計画しております。会議室は、厚生会館別館にありました会議室と同様に貸し出しを行う予定で、伝承ルームは主に市内の民俗芸能の公開や伝承活動などを行うスペースでございます。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長(岩瀬隆敏君) こんにちは。  
〔「こんにちは」と呼ぶ者あり〕契約検査課の岩瀬でございます。よろしくお願いたします。

工事概要の説明に引き続きまして、入札、契約に関して御説明いたします。失礼しまして、着座にて説明したいと思います。

では、ただいまごらんいただきました資料の最後のページ、6ページになります。

まず一つ目、競争入札に関する事項としましては、本工事は制限付一般競争入札を実施する旨、令和元年9月19日に報告しております。本市では、設計金額が2500万円以上の建設工事につきましては、原則、制限付一般競争入札を行うこととしております。

次に、2番目の競争入札に参加する者に必要な資格としましては、共同企業体の構成員の欄で、2者または3者で構成される建設工事共同企業体であることとしております。本市では、設計金額が2億円以上の建築一式工事につきましては、原則2者または3者で構成される建設工事共同企業体方式を採用しております。

次、格付等級、または云々と書いてありますところですが、代表構成員は本市の競争入札参加資格における建築一式工事の格付がA級であること、構成員2及び3の格付がA級またはB級であること。また、営業所の所在地は八代市内に主たる営業所を有するものとしております。

この表の中段以降の部分、配置予定技術者に関する事項につきましては、資格等の欄にて建築一式工事に関し、建設業法に基づく主任技術者、または監理技術者となる資格を有する者などを条件としております。

次に、その下、3番目、開札及び結果でございますが、10月4日開札しましたところ、2者で構成される建設工事共同企業体2者の応札がございまして、その中で株式会社藤永組を代表構成員とする藤永組・豊岡組建設工事共同企業体が入札価格、税抜きでございまして、7億150万円で落札いたしました。

なお、予定価格は税抜きで7億239万8000円ですので、落札率は99.87%でございます。これによりまして、10月8日に消費税を加算した7億7165万円の契約金額で仮

契約を締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（増田一喜君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。当委員会においては本契約の締結部分を審議するものでございますので、それ以外に関する質疑は、皆さん配慮方お願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

**○委員（大倉裕一君）** この図面というのを、私初めて見たんですけども、今、関東地方でも台風とか豪雨ですね、北部九州豪雨でもかなり被害をこうむったわけですけど、八代市内全域の伝統芸能に関係する分は収納されるわけですよ。妙見祭のやつも1カ所に集められるわけですよ。私は、こういったリスクはどちらかという分散するというようなスタンスを持っている1人なんですけど、今回行政の選ばれたのは収蔵物といいますかいろんな資財を1カ所に集めるという方法をとられたみたいなんですけども、防火面、防水面、風はこの前の予算のときになんか話がありよったんですけど、防火、防水ですね、そのあたりをどのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思えます。どういう対策をとってあるのかということですね。

**○建設住宅課主幹兼建築係長（秋野亮二君）** こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建築住宅課の秋野と申します。

委員御質問の、防火、防水対策の御質問でございますけども、防火対策としましてはですね、収蔵する部分につきましては、鉄筋コンクリート造としております。こちらは防火に対して対策を講じております。構造がですね、一部木造ということでございますけども、そちらにつきましては収蔵する部分からかけ離れておりますので、防火については特に問題ないと考えております。

防水についてですけれども、防水というか止水ということ、浸水ということによろしかったでしょうか。浸水対策としましてはですね、敷地全面ではございませんけれども、かさ上げを行っております。さらにですね、収蔵する部分につきましては、機密性の高い扉だとかを鉄筋コンクリート造でつくっておりますので、浸水に対しても対策を講じております。

以上でございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） かさ上げをされたということでしたけれども、かさ上げをされる高さというのは、何を基準にその高さを決められたのかお尋ねします。

○建設住宅課主幹兼建築係長（秋野亮二君） 委員御質問のかさ上げの高さの根拠ですけれども、国土交通省のホームページにですね、浸水予定の高さというのが公表されてございます。それで地域によってですね、高さが明示されているんですけれども、こちらの地域につきましては、主に50センチ未満ということで表示がありましたので、今回の計画についてはですね、一番高いところで1メートルほど上げております。極端に高くしてしまうと段差の問題とかですね、そういったこともございますので、道路からなだらかに建物のほうにアプローチできるように、バリアフリーも配慮しながらですね、計画をしております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 50センチ未満というのは、何年に1度のハザードマップですかね。

○建設住宅課主幹兼建築係長（秋野亮二君） 100年に1度の想定されているものと考えております。

○委員（大倉裕一君） 新庁舎の市役所のレベルはどれだけ上げるんだったのでしょうか。それとちょっと、低いような気も、済みません、ち

よつとうろ覚えで申しわけないんですが、そことの整合ってとれてますか。

○理事兼建築住宅課長（下村孝志君） 新庁舎のほうのですね、今、委員がおっしゃられた整合という部分については、今回行っておりません。

○委員（大倉裕一君） 文化財をこれだけ1カ所に集めるということであればですね、絶対つかりませんという保証を行政が行わなければならないと私は思うんですよね。それだけかさ上げをすべきだというふうに思いますので、その点については整合をとっていらっしゃるということは、ちょっと指摘をしたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） それは御意見ですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 金額のことをちょっとお尋ねしたいと思います。4500万円補正予算をさきの議会で、定例会で追加提案という形で賛成多数で可決をされたわけですが、ちょっと、今回の予定価格と前回入札が不落に終わった予定価格をお示しいただきたいと思えます。

○建設住宅課主幹兼建築係長（秋野亮二君） 不落の結果のときの予定価格ですけれども、6億2409万7000円でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） 今の答えでよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 今回の予定価格は7億239万8000円ということで、先ほど説明がありましたので、それを答弁ということで受けたと思います。

今回の予定価格ですね、それから前回の入札が不落になったときの予定価格を比較しますと、差し引き7000万以上の差額がありますよね。補正予算では4500万足りないからということで4500万だったと思うんですが、これは、残りはどこから持ってこられたんでしょうか。

○委員長（増田一喜君） 答えられる。一応、その件については、この契約のことに關して外ですから、——（「契約については、この質問の内容に入っていない」と呼ぶ者あり）控えていただきたいと思います。契約に關して質問をしてください。

○委員（大倉裕一君） いや、契約に關する金額です。

○委員長（増田一喜君） 予算についてはもう結論が出ておりましたので、それは自分で計算してやってください。あと、担当課のほうにお聞きになりたければ、担当課のほうにお聞きいただきたいと思います。

○委員（大倉裕一君） いや、おかしいですよ。おかしいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかに質問ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 4500万円と7000万円の差額について、答弁をお願いします。

○委員長（増田一喜君） しますか。

○建設住宅課主幹兼建築係長（秋野亮二君） 9月議会のときですね、補正の4500万円と当初の予定価格と今回の予定価格の差額についてですけども、建築工事の不落という結果を受けまして、建築工事だけではなくてですね、ほかの關連する工事につきましても見直し、再検討を行いました。価格が適正であるかどうかということですね。そうしたときにですね、建築工事がちょっと不足があったということで、建築工事以外のものを見直しを行った結果、そちらの部分が減額することができましたので、事

業費として結果的に4500万円の不足が出たということでございます。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 建築事業費からお金を回されたと、余計見込んでましたということですよね。

○委員長（増田一喜君） もう今の質問は、そこまでは質問は許可しましたけれども、契約に關しては關係のないことですので、先に進めたいと思います。

○委員（大倉裕一君） いや、契約に關係あると思います。

○委員長（増田一喜君） ほかに質問ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 契約に關係がありますので。

○委員長（増田一喜君） 予算はもう済んだことです。（「いやいや、予算のほうはもう大体もう決定してあるけんですね」と呼ぶ者あり）決定されていることですから。その前に質問をして。

○委員（大倉裕一君） 答えさせればいじゃないですか。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 何か説明させたらまずいことでもあるんですか。

○委員長（増田一喜君） ないですね。ないようでございます。（委員大倉裕一君「はい、はい」と呼ぶ）

以上で、質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 質問させんとおかしいですよ、質問があるって言うてるのに。

（「今、指名あったよ、大倉委員って」と呼ぶ者あり）いや、もう意見に行ってるんですよ。

○委員長（増田一喜君） 小会します。

(午前11時21分 小会)

(午前11時25分 本会)

○委員長(増田一喜君) 本会に戻します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員(大倉裕一君) この伝統芸能伝承館、お祭りをされるですね、妙見祭に携われる方々から陳情が、私が経済企業委員長をしたときに提案をされて、委員の皆さんの協力あって陳情をですね、採択したという経緯があります。

私も必要性は認めて、これまでも取り組んできましたが、これまでの執行部ですね、やはり姿勢というのは、本当に情報が出てない、議会に対する説明が足りてない、それはもう否めない部分です。もう今回についてもですね、提案されておりますけれども、認めるためにいろいろ質疑をしたいと思っておりましたが、説明がなかなかできない、——質問もできませんけど、答弁もないということですので、今回のことに関してはですね、もう少しじっくり検討をしてみたいというふうに思います。

○委員長(増田一喜君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第93号・八代民俗伝統芸能伝承館(仮称)新築工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(増田一喜君) 挙手多数と認め、本案は可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増田一喜君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

(午前11時27分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年10月29日

建設環境委員会

委員長